

平成20年 5月23日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社 代表者名 取締役社長 重田 衞 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石 (TEL.04-7131-0181)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 現行定款第4条(公告方法)について、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427条の責任限定契約に関する規定に基づき、当該責任限定契約を締結することができる旨の規定(第2 項)を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(公告方法)	(公告方法)
第4条 本会社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第4条 本会社の公告 <u>方法は、電子公告とする。</u> ただし、事故その他やむをえない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第29条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)	第29条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときには、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成20年6月27日 定款一部変更の効力発生予定日 平成20年6月27日